

免税軽油の制度延長について

平成 27 年 4 月
福島県 総務部 税務課

軽油引取税に関する課税免除の特例措置（免税軽油制度）については、平成 27 年 3 月 31 日までの期限となっておりましたが、今回の地方税法改正（平成 27 年 3 月 31 日可決）により、平成 30 年 3 月 31 日まで更に 3 年間延長されることとなりました。

ただし、次の 4 業種については、今回の改正以降、免税軽油の対象から外れ、免税軽油の引取りができなくなりますので御留意ください（引取り済の免税軽油の在庫がある場合、免税軽油の在庫がなくなるまで実績報告は必要です）。

それ以外の業種については、これまでと同様の取扱いとなります。

◇平成 27 年度税制改正による免税軽油取扱廃止対象の業種（4 業種）◇

- (1) 航路標識（海上保安庁）
- (2) 電気通信設備（警察）
- (3) 電気通信設備（消防庁及び地方公共団体）
- (4) 陶磁器製造業

◇問い合わせ先◇

軽油引取税全般のこと、免税証の申請や取扱いのことなど、御不明な点がございましたら、最寄りの地方振興局県税部各担当までお問い合わせください。

| 振興局名 | 〒 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|----------|-------------------------|--------------|
| 県北地方振興局 | 960-8043 | 福島市中町 1 番 9 号（中町ビル 6 階） | 024-523-0021 |
| 県中地方振興局 | 963-8540 | 郡山市麓山 1 丁目 1-1 | 024-935-1264 |
| 県南地方振興局 | 961-0971 | 白河市昭和町 269 | 0248-23-1519 |
| 会津地方振興局 | 965-8501 | 会津若松市追手町 7-5 | 0242-29-5261 |
| 南会津地方振興局 | 967-0004 | 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1 | 0241-62-5214 |
| 相双地方振興局 | 975-0031 | 南相馬市原町区錦町 1 丁目 30 | 0244-26-1127 |
| いわき地方振興局 | 970-8026 | いわき市平字梅本 15 | 0246-24-6037 |